
企業会計基準委員会の活動状況 国際対応の状況

I. 本資料の目的

1. 本資料では、第 56 回企業会計基準諮問会議（2026 年 3 月 13 日開催）の後の企業会計基準委員会の活動状況のうち、国際対応の状況について報告する。

II. 国際対応の状況**企業結合—開示、のれん及び減損¹****（IASB における検討状況）**

2. 国際会計基準審議会（IASB）は、2024 年 3 月 15 日に、企業結合について合理的なコストでより有用な情報を財務諸表利用者に提供することを目的に公開草案「企業結合 — 開示、のれん及び減損（IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号の修正案）」を公表した。
3. 企業会計基準委員会では、2024 年 7 月 12 日にコメント・レターを提出した。コメント・レターでは主に、のれんの償却の再導入が提案されなかったことを残念に思う意見を伝えるとともに、企業結合の業績に関する情報の開示について財務諸表外で開示することが相応しいと考えること、また、シナジーに関する定量的情報の開示に対する懸念が聞かれていることをコメントしている。
4. 2024 年 10 月以降の IASB ボード会議で寄せられたフィードバックの整理が行われ、それを受けて 2024 年 12 月の IASB ボード会議では今後の計画についての議論が行われた。プロジェクトの目的及び範囲から議論を始め、2025 年及び 2026 年にわたって議論を進めることが計画されている。
5. この計画を踏まえて、まず、2025 年 2 月のボード会議でプロジェクトの目的及び範囲が議論され、今後、のれんの償却の再導入について検討対象に含めないことが暫定決定されている。また、業績及び期待されるシナジーに関する情報の提案については、財務諸表利用者の多くが同意している一方、財務諸表作成者の大多数は財務諸表に当該情報を記載することに引き続き同意していないフィードバックが寄せられる中で、2025 年 3 月の IASB ボード会議から議論が開始されており、フィードバックへの対応について概念上及

¹ これまで項目名を「のれん」と表記していたが、IASB のプロジェクト名に合わせた表記に変更している。

び実務上の観点で議論が進められている。実務上の観点では、企業結合の業績に関する情報の開示について対象となる企業結合の範囲、開示の免除のあり方等が議論され、2025年7月及び10月の会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議でも取り上げられている。また、期待されるシナジーに関する情報の開示について、開示の対象となる企業結合の範囲について議論され、2025年12月のASAF会議でも取り上げられている。

6. これらのASAF会議において、企業会計基準委員会は、公開草案に対するコメントと同様に、提案されている業績及び期待されるシナジーに関する情報について財務諸表において開示を要求するという提案に賛成しないことをコメントしている。
7. その後、前項の業績及び期待されるシナジーに関する情報の開示について、2026年5月のIASBボード会議において議論されている。IASBスタッフの提案では再審議を経て修正された開示全体（パッケージ）の便益がコストを上回るとされ、僅差で提案を支持する意見が上回ったことから²、審議が継続されることとなっている。同年7月に開催されたASAF会議では、このIASB会議における開示提案の審議の状況が報告されている。

（FASBにおける検討状況）

8. 米国財務会計基準審議会（FASB）は2022年6月15日のボード会議で、のれんに関するプロジェクトについてテクニカルアジェンダから除く暫定決定を行った。その後、2025年に実施したアジェンダ協議の意見募集に対してのれんに関するフィードバックが寄せられたことから、2026年2月4日にテクニカルアジェンダに追加するかどうかの議論を行っている。特段の暫定決定はなく、減損テストの簡素化に向けた追加リサーチの実施がスタッフに指示されている。その後、関連する議論は行われていない。

資本の特徴を有する金融商品

9. IASBは、2023年11月に、企業が金融負債と資本の分類を行うにあたり適用上の課題に対応すること及び金融負債及び資本性金融商品に関する情報の改善を図ることを目的に、公開草案「資本の特徴を有する金融商品（IAS第32号、IFRS第7号及びIAS第1号の修正案）」を公表した。
10. 企業会計基準委員会は、2024年3月29日に公開草案に対するコメント・レターを提出している。提出したコメント・レターでは、分類の際に契約上の権利及び義務のみを考慮しているIAS第32号「金融商品：表示」の要求事項について、長期的には法律又は規則の影響を踏まえて分類を行うように見直しを検討すべきであること、及び提案されている開示の要求事項は、資金調達方法によっては過大な開示負担をもたらす可能性があるため負担軽減の策を検討すべきことをコメントしている。

² 7名のIASB理事が賛成し、6名が反対している。

11. IASB は、2024 年 10 月より公開草案に寄せられたフィードバックを踏まえた再審議を開始している。再審議においては、表示及び開示に関する提案から検討が行われ、2025 年 6 月の IASB ボード会議において表示及び開示に関する要求事項の修正案が暫定的に決定されている。また、IASB は、2025 年 7 月の IASB ボード会議より表示及び開示に関する提案以外の論点についての審議を開始しており、2026 年 7 月の ASAF 会議では、企業自身の資本性金融商品を購入する義務に関し、連結財務諸表の表示の代替的なアプローチ及び測定 の要求事項の改善案について議論が行われている。

持分法

12. IASB は、2024 年 9 月 19 日に、関連会社及び共同支配企業に対する投資の会計処理である持分法に関する適用上の疑問に対応するために、公開草案「持分法会計—IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』(202x 年改訂)」を公表した。公開草案では、主に重要な影響力を保持している間の投資者の所有持分の変動、損失に対する投資者の持分の認識及び関連会社との取引から生じた利得及び損失等についての修正案が提案されている。
13. 企業会計基準委員会は、2025 年 1 月 17 日にコメント・レターを提出し、我が国における持分法の重要性が高いことや投資者に関連のない第三者に対する投資とは異なる別個の投資カテゴリーであること、持分法は単純な一行連結又は測定基礎ではなく、2 つの考え方のハイブリッドであり、特定の例外を除いて一行連結の側面と整合的であるべきという考え方を踏まえ、現時点で一行連結と整合的である IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(以下「IAS 第 28 号」という。)の既存の要求事項を修正する公開草案の提案には反対するとコメントしている。とりわけ、関連会社との取引について、投資者が関連会社とのすべてのアップストリーム及びダウンストリーム取引から生じた利得及び損失の全額を認識する提案については、強く反対するとコメントしている。
14. IASB は、2025 年 9 月の IASB ボード会議よりフィードバックを踏まえた再審議を進めており、企業会計基準委員会は前項の関連会社との取引に係る懸念について、2025 年 11 月 7 日に「現在再審議中の持分法会計に関するプロジェクトについて」と題する書簡を IASB に対して送付した³。2026 年 3 月の ASAF 会議では、関連会社との取引から生じた利得及び損失に関する提案について行われた追加の作業からのフィードバックに関する議論が行われているが、ASAF メンバーに聞かれた質問は前項の懸念への本質的な対応になっていないと分析しており、特段の発言は行っていない。
15. その後、IASB は、2026 年 5 月の IASB ボード会議において、関連会社との取引から生じた利得又は損失を全額認識するのか、又は認識を制限するのかのいずれかを選択するこ

³ https://www.asb-j.jp/jp/opinion/committee_comments/y2025/1015-1107.html

とを認める会計方針の選択を導入することを暫定決定した。また、認識を制限することを選択する場合には現行の IAS 第 28 号では要求されていない新たな開示事項が要求されることも暫定決定した。これに対して企業会計基準委員会は、2026 年 6 月 23 日に、前項の書簡のフォローアップとして、IASB の会計方針の選択の導入に係る暫定決定を評価するとともに、関連会社との取引に関する開示についての今後の IASB の議論を注視する旨の書簡を送付している⁴。

16. また、公開草案に対するフィードバックでは、主に保険業界の回答者から IAS 第 28 号の公正価値オプションの適用範囲が不明確であるとのコメントがあり、IASB は当該論点について検討した結果、2025 年 10 月の IASB ボード会議において持分法プロジェクトとは別の維持管理プロジェクトとして作業計画に追加することを決定し、2026 年 2 月 19 日に公開草案を公表した。
17. 企業会計基準委員会は、2026 年 4 月 20 日に前項の公開草案に対してコメント・レターを提出している。その中では、公開草案を公表することに至った根本的な原因の 1 つに、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」において、持分法から生じる関連会社等の収益及び費用を一律に純損益計算書の投資区分に分類することとされていることがあると指摘している。また、投資の目的に応じて異なる会計処理を用いることが有用な情報の提供に繋がる可能性がある一方で、そのための要件や追加ガイダンスの開発には相当の時間を要するため迅速な対応にならない可能性があることから、制限のない公正価値オプションを導入することを提案している。
18. 前項及び前々項に関して、IASB は、2026 年 6 月 26 日に「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正（IAS 第 28 号の修正案）」を公表した。

引当金

19. IASB は、2024 年 11 月 12 日に公開草案「引当金—的を絞った改善（IAS 第 37 号の修正）」を公表し、次の 3 つの側面について改正を提案している（コメント期限：2025 年 3 月 12 日）。
 - (1) 負債の定義及び当該定義を適用する認識規準を 2018 年公表の「財務報告に関する概念フレームワーク」に合わせることに伴う修正
 - (2) 引当金の測定についての要求事項の 2 つの側面を定めること
 - ① 企業が現在の義務を決済するために必要となる将来の支出を見積るにあたって含めるコスト

⁴ https://www.asb-j.jp/jp/opinion/committee_comments/y2026/2026-0623.html

- ② 企業が将来の支出を現在価値に割り引くために用いる率（具体的には、不履行リスクを割引率に反映すべきかどうか）

20. 企業会計基準委員会は、2025年3月31日に公開草案に対するコメント・レターを提出している。提出したコメント・レターでは、過去の事象という条件を充足する行動の識別に関して、企業が複数の別個の行動を取る場合にのみ経済的資源を移転する義務を有する状況の提案についてコメントしている。公開草案には、この場合の別個の行動を識別するための概念や原則がほとんどないことから、具体的な状況での判断が難しいものとなる可能性があるため、公開草案の提案についてはさらなる改善が必要と考えられるとコメントしている。また、移転という条件における移転と交換の区別について、経済的資源の交換と移転の区分が難しい場合もあると考えられるため、移転という条件の対象となる単位や項目を明確にすべきであるとコメントしている。
21. IASB は、2025年9月より公開草案に寄せられたフィードバックを踏まえた再審議を開始している。2026年3月開催のASAF会議では、2025年12月開催のASAF会議に続けて、過去の事象という条件を充足する行動の識別を賦課金に適用する場合の困難について議論が行われている。同会議では2026年2月のIASBボード会議で暫定決定されたモデル（政府が賦課金を課そうとしている経済的便益又は活動を識別することを原則とし、それを制限的な推定で支えるアイデア）についてASAFメンバーの意見が聞かれている。企業会計基準委員会は、賦課金に関するモデルを明確かつ簡潔なものとする方向性については強く支持するものの、2025年12月、2026年3月で提示されたモデルはいずれも複雑であり、政府が賦課金を課そうとしている活動を常に明確に決定できるとは限らず、場合によっては比較可能性を損なうなどの課題があることをコメントしている。

キャッシュ・フロー計算書

22. IASB は、2022年4月のIASBボード会議において、第3次アジェンダ協議のフィードバックを受けた分析に基づいて「キャッシュ・フロー計算書及び関連事項」に関するプロジェクトをリサーチ・パイプラインに追加することについて決定し、2024年9月からリサーチ・プロジェクトを開始した。
23. IASB は、2025年5月のIASBボード会議において、次の(1)から(5)について改善するための考え得る方法を評価することを決定した。また、(6)については、他のトピックに関する重要な決定がなされた後に免除や金融機関に固有の表示又は補足的な開示について検討することを決定した。2025年7月のボード会議以降、これに沿って審議が行われている。
- (1) 財務諸表におけるキャッシュ・フロー情報の分解
- (2) 財務諸表における非資金取引に関する情報の報告

- (3) IFRS 会計基準で定められていないキャッシュ・フロー指標に関して伝達される情報の透明性
 - (4) キャッシュ・フローを営業、投資又は財務活動に分類する要求事項の一貫した適用
 - (5) 「現金同等物」の定義の一貫した適用
 - (6) 金融機関のキャッシュ・フロー計算書
24. 2026 年 1 月の IASB ボード会議において、本プロジェクトをリサーチ・プログラムから基準設定の作業計画に移すことなどが決定され、公開草案の公表に向けて審議が行われている。2026 年 3 月の ASAF 会議では、前項(2)に関連して非資金取引に関する注記案等について議論が行われた。企業会計基準委員会からは、現行基準に基づく情報と重複する点や、非資金取引と資金取引の金額を合算することで財務諸表利用者の混乱を招く可能性がある点を指摘している。
25. 2026 年 7 月の ASAF 会議において、金融機関のキャッシュ・フロー計算書の改善に対するアプローチについて議論が行われている。企業会計基準委員会からは、金融機関のキャッシュ・フロー計算書について検討する際には、コングロマリット型の企業の存在を考慮する必要があることや、金融機関に対する特別な取扱いを正当化するような固有の特性を明確にした上で、当該特別な取扱いの対象となる企業の範囲を検討することが重要であること、IASB のアウトリーチの実施にあたっては銀行業界と協議した後にその他の金融機関の意見を聴取することが考えられることなどを発言している。

無形資産

26. IASB は第 3 次アジェンダ協議で優先度が高いとされた無形資産についてこれまでリサーチ・パイプラインに入れていたが、2024 年 4 月からリサーチ・プロジェクトとして作業計画に追加し、プロジェクトを開始した。
27. IASB は、2025 年 5 月の IASB ボード会議において、プロジェクトの目的は無形項目に関して提供する情報の有用性を改善すること及び特に新種の無形項目及び無形項目の新しい使用方法への適合性を高めるように IAS 第 38 号「無形資産」（以下「IAS 第 38 号」という。）を更新することであると決定した。また、プロジェクトに関する作業について次の 2 つを並行して探求することによって開始することを決定した。
- (1) 財務諸表における認識済み及び未認識の無形資産並びにそれらに関連する支出に関する情報に対する利用者のニーズを評価すること
 - (2) 無形資産の定義、関連するガイダンス及び認識規準のいくつかの側面を更新すべきかどうかについてテストケースを用いて検討すること

28. IASB は、2026 年 5 月の IASB ボード会議において、前項(1)の利用者の情報ニーズからのフィードバックの要約及びプロジェクトの方向性について考えられる示唆について審議を行った。
29. 2026 年 7 月の ASAF 会議において、利用者の情報ニーズに関する発見事項及びプロジェクトの方向性への示唆に関する初期的なスタッフの見解を考慮して、プロジェクトの方向性について意見が求められた。これに対して企業会計基準委員会は、主に次のことをコメントした。
- (1) 現行の IAS 第 38 号で認識される一部の資産は、利用者にとって有用な情報を提供していない可能性があるため、認識の要求事項については、IASB スタッフが検討している致命的な欠陥のレビューの実施ではなく、それよりも広範な認識のためのプロジェクトを検討すべきである。
 - (2) まず、財務諸表の目的に照らして財務諸表に含まれるべき情報であるかを検討すべきであり、そのうえで、財務諸表に含めることが可能であると結論した項目について、その情報に関する開示要求の改善を検討すべきと考える。
 - (3) 既存の IFRS 会計基準を新種の無形項目等にどのように適用し得るかを分析することから始めて、会計基準を改善するアプローチを検討すべきである。
 - (4) IASB は、第 4 次アジェンダ協議を待つ必要はなく、暗号資産や排出物価格設定メカニズム（PPM）を含む投資目的で保有する無形資産のプロジェクトを適時に開始するために開発能力を利用できるかについて検討すべきである。

適用後レビュー

(IFRS 第 16 号)

30. IASB は、2023 年 12 月のボード会議において、IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）の適用後レビュー（PIR）を開始することを決定した。また、IASB が焦点を当てて情報要請するトピックを決定するために 2024 年 6 月から 2025 年 3 月にかけてアウトリーチが行われた。
31. 2025 年 3 月の IASB ボード会議において、IASB は 2024 年 6 月以降行われたアウトリーチの結果の概要及び IASB が焦点を当てて情報要請するトピックについて審議を行った。審議の結果、IFRS 第 16 号の各トピックに焦点を当てるのではなく、借手の会計モデルについて財務諸表利用者の便益及び財務諸表作成者のコストが予想と著しく異ならないかに焦点を当てて、一般的かつ包括的な質問により情報要請を行う（パッケージ・アプローチ）ことが暫定決定された。

32. IASB は、2025 年 6 月 17 日に IFRS 第 16 号の適用後レビューの一環として情報要請を公表した（コメント期限：2025 年 10 月 15 日）。本情報要請に対して、我が国の関係者から IFRS 第 16 号の導入には多大な時間と労力が必要であったとの指摘を踏まえ、主に次のことをコメントしている。
- (1) IFRS 第 16 号の現行の要求事項を変更する場合には、その変更を実施するために予想されるコストと比較しての変更を実施することの便益について、十分な証拠が必要であると考えている。
 - (2) 現在の IFRS 第 16 号の要求事項が米国会計基準（米国財務会計基準審議会による会計基準のコード化体系）の Topic 842「リース」（以下「トピック 842」という。）の要求事項とおおむねコンバージェンスされている場合には、可能な範囲でコンバージェンスが損なわれるような変更を行うべきではないと考えている。一方、IASB が仮に IFRS 第 16 号を改訂する場合、我々は、トピック 842 とのコンバージェンスを図るかの観点から改訂を検討すべきであると考えている。
 - (3) 特に、セール・アンド・リースバック取引に係る会計処理の見直しを行うことが必要であると考えている。また、サブリース取引における中間的な貸手の収益の認識に関して IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）の要求事項と整合性のあるガイダンスを IFRS 第 16 号にも定める必要があると考えている。
33. IASB は、2026 年 1 月より本情報要請に寄せられたフィードバックを踏まえた再審議を開始している。2026 年 3 月の ASAF 会議では、当該フィードバックの要約と 2026 年 3 月の IASB ボード会議で暫定決定した事項について意見が求められたため、企業会計基準委員会は、前項(3)のセール・アンド・リースバック取引における資産の譲渡損益に係る会計処理について、本情報要請に対するコメントが少数意見であるとしても、IFRS 第 15 号の基本原則及びコストと便益の観点から IASB は再審議すべきである旨を発言している。

リスク軽減会計

34. IASB は、資産及び負債の内訳が絶えず変動するポートフォリオ（オープン・ポートフォリオ）に対してヘッジ手段を適時に対応させるリスク管理手法（動的リスク管理）に、現行のヘッジ会計の要求事項を適用することの困難さを踏まえ、動的リスク管理の会計処理について検討を行うプロジェクトを進め、2022 年に基準設定プログラムに加えた。
35. IASB は、公正価値ヘッジ会計とキャッシュ・フロー・ヘッジ会計のいずれのアプローチにも従わない新しい会計モデルを開発すること、及びその適用を金利改定リスク（repricing risk）のみに限定することを決定し、2025 年 12 月 3 日に公開草案「リスク軽減会計—IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案」を公表している（コメント期限：2026 年 11 月 30 日）。

36. 2026 年 3 月の ASAF 会議では、公開草案について質問をする機会及び見解を共有する機会が設けられており、企業会計基準委員会からは、概念フレームワークにおける資産又は負債の定義を満たさないリスク軽減調整額を資産又は負債として認識するという提案（概念フレームワークからの離脱⁵⁾）について、公開草案では非常に簡単な説明にとどまっていることから、過去の経緯も含めてより詳細に説明する必要がある旨をコメントしている。

国際会議への参加等

37. 第 56 回企業会計基準諮問会議の後、以下の国際会議の参加等を行っている。

日付	会議名	会議方式
2026 年 3 月 27 日	イタリアの会計基準設定主体（OIC）との協議	対面会議
2026 年 3 月 30 日・31 日	ASAF 会議	対面会議
2026 年 4 月 1 日・2 日	多国間ネットワーク会議（日本、米国、カナダ、英国、ドイツ）	対面会議
2026 年 4 月 3 日	FASB リサーチフォーラム	対面会議
2026 年 4 月 28 日-30 日	会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）会議	対面会議
2026 年 6 月 3 日	ニュージーランド会計基準審議会（NZASB）との会議	対面会議
2026 年 7 月 6 日・7 日	ASAF 会議	対面会議

以 上

⁵⁾ 概念フレームワーク SP1.3 項では、「一般目的財務報告の目的を満たすために、当審議会は「概念フレームワーク」の諸側面から離脱する要求事項を定める場合がある。当審議会がこれを定める場合には、当該基準書に関する結論の根拠においてその離脱を説明することになる」とされている。